

## 台風19号からの復旧・復興

### 市民の皆さん、力を合わせて、一步一步前に進んでいきましょう！

10月12日から13日にかけて本市を通過した台風19号は、平成28年に発生した台風10号をも上回る猛威をふるい、1時間に84.5ミリ、累計で417ミリと、いずれも本市の観測史上最大の降水量を記録しました。この大雨により、川の氾濫や土砂崩れ、道路の決壊、住宅への浸水など甚大な被害をもたらしました。

このたびの台風で亡くなられました方に衷心より哀悼の意を表しますとともに、被災された皆さまへ、心からお見舞い申し上げます。

各地では道路が寸断され複数の集落で孤立状態が続いたほか、特に白浜地区をはじめとする沿岸部では、住居被害や長期に渡る断水などが発生しました。また、主要道路である国道45号宮古第3トンネルで土砂の流入により通行止めとなったほか、今年3月に開通した三陸鉄道リアス線も被災し、一部区間の運休となり、市民生活に大きな影響を及ぼしています。

現在、市では、市民の皆さまが一日も早く安心して生活できるよう、復旧・復興に向け全力を挙げて取り組んでいるところです。



被害状況の視察を行う山本市長

東日本大震災から立ち上がってきた強い心で、平成28年の台風10号も市民の皆さんと一丸となって乗り越えてきました。この台風19号にも、力を合わせて立ち向かえば、必ずや復興いたします。

市民の皆さん、復旧・復興に向けて、一步一步前に進んでいきましょう。

宮古市長 山本 正徳

#### ◎台風19号に関する情報の発信について

台風19号に関する各情報は、市ホームページやフェイスブック、ツイッター、みやこハーバーラジオ（82.6MHz）で随時、掲載（放送）しています。どうぞご確認ください。

【ホームページ】  
<http://www.city.miyako.iwate.jp>



【フェイスブック】  
<http://www.facebook.com/city.miyako>



【ツイッター】  
[http://www.twitter.com/miyako\\_city](http://www.twitter.com/miyako_city)



## 災害ごみ

台風19号の水害により発生した災害ごみの収集を行っています。

「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」「土のう袋に入れた泥」に分けて、交通に支障が無いよう、自宅前に出してください。

被害範囲が広く、収集量の把握ができない状況ですが、順次収集車が地区を回り収集しますのでご理解願います。

自分で災害ごみを搬出する方は、小山田のごみ処理場へ持ち込んでください。

■時間 ①午前8時30分～正午

②午後1時～4時

■問い合わせ 市環境生活課きれいなまち推進室（☎64-6488）

## 家庭ごみ

### ◎通常ごみの収集について

ごみの収集は通常通り行っています。ただし、通行止めの区間については休止しています。

### ◎ごみの持ち込みも通常どおり可能です

小山田のごみ処理場で受け入れを行っています。

■搬入可能日 月～土曜日

■時間 ①午前8時30分～正午

②午後1時～4時30分

■問い合わせ

【収集】市環境生活課きれいなまち推進室（☎64-6488）

【搬入】宮古地区広域行政組合施設課（☎64-7111）

## 土のう袋

台風19号の水害により発生した、泥を入れる土のう袋の配布を、宮古市役所で行っています。

配布場所は市役所1階環境生活課、田老総合事務所、崎山出張所、花輪出張所、津軽石出張所、重茂出張所です。

配布時間は午前8時30分から午後5時までとなります。

■問い合わせ 市環境生活課環境保全係（☎68-9079）

## し尿くみ取り料

### ■対象

台風19号で家屋が浸水の被害を受け、浸水した便槽から有料でくみ取りを実施した方

■補助内容 くみ取り料の全額

■用意する物 ▷印鑑 ▷し尿くみ取り料の領収書 ▷振込先金融機関名と口座番号の分かるもの（申請者名義）

■申請先・問い合わせ 市環境生活課環境保全係（☎68-9078）

## 税

台風19号で被災された方への市税（市民税、固定資産税、国保税など）の課税については、現在、国・県で方針を検討中です。

内容が明確になったときに、あらためてお知らせします。

■問い合わせ 市税務課（☎68-9071）

## 貸出図書

台風19号の水害により、図書館の本が水濡れなどで汚損した場合は、捨てずに図書館までお持ちください。また、本が見つからない場合は、直接図書館までご連絡ください。

■問い合わせ 市立図書館（☎62-2414）

本号に掲載している情報は、10月18日時点での情報です。掲載内容に変更が生じている場合がありますので、詳しくは各問い合わせ先にご連絡ください。

## 住宅の応急修理支援

台風19号で市内の自宅が被災した世帯に対し、住宅の日常生活に欠くことのできない部分の応急修理に係る費用を助成します。申請に当たっては、**事前に相談・問い合わせが必要**です。

■**対象世帯** 次の全てに該当する世帯

①半壊、大規模半壊の被害を受けた世帯（全壊も対象になる場合あり）

②修理を行った住宅に住み続け、生活していく世帯  
※借家については別途ご相談ください

■**支援内容** 1世帯当たり59万5千円（税込）を限度に助成（費用は市が直接業者に支払いますので、被災者自らが修理したものには助成できません）  
※限度額以上の修理は自己負担になります  
※2世帯以上の世帯が同居する住宅は、1世帯当たりの額になります

※なお、今後変更がある場合は決まり次第お知らせします

■**修理対象箇所**

①屋根、壁、床、外壁、基礎、ドア、窓、上下水道、電気、ガス、便器、浴槽、給湯器などの日常生活に必要な最小限の箇所

②台風19号の被害と直接関係ある箇所

③内装、家具、家電製品は対象外

④畳は内装ですが、壊れた床と併せて補修する場合は対象

⑤壊れた壁と同時に壁紙などを補修する場合は対象

■**修理業者** 市内の業者（ただし被災者が希望する市外の業者も可能）

■**用意する物** 応急修理申請書、申出書（半壊の場合のみ）修理見積書、罹災証明書（証明前に申し込む場合は必要ありません）、その他必要書類

※**現在被災した状況、被災した箇所の写真を必ず撮影しておいてください**

■**申込期限** 決まり次第お知らせします

■**問い合わせ** 市建築住宅課公営住宅係（☎68-9107）

## 医療

保険証などを紛失した方、家に残したまま避難した方は、医療機関の窓口で次のことを伝えれば受診できます。

①氏名、②生年月日、③住所、④事業所（保

険の種類）など

■**問い合わせ** 市総合窓口課国民健康保険係（☎68-9075）、同課医療給付係（☎68-9076）

## 国民年金

住宅、家財、その他の財産などが台風19号により被害にあった場合、条件によっては国民年金保険料が全額免除（学生納付特例の場合は納付猶予）となります。

※すでに保険料の一部免除決定済の場合であっても、特例免除の申請ができます（この場合の承認期間は、申請をした月の前月分からとなります）

※勤務先が被害を受けたため退職を余儀なくされた方については、退職（失業）による特例免除を受けられる場合があります

■**特例の対象となる免除（猶予）期間**

○免除期間＝令和元年9月分から令和3年6月分

※令和2年7月分以降については、改めて免除の申請が必要となります

■**申請受付場所** 宮古年金事務所、市総合窓口課、各総合事務所・出張所

■**用意する物** 印鑑、年金手帳など基礎年金番号が分かるもの、罹災証明書（交付を受けている方）、在学証明書または在学期間の確認できる学生証（学生の場合）

※被災により用意できない方は事前にご相談ください

■**問い合わせ** 宮古年金事務所（☎62-1963）市総合窓口課（☎68-9077）

## 罹災証明書

罹災証明書とは、建物の被災の事実を証明するための書類で、損害保険会社への請求や金融機関からの融資を受ける際に提出するなど、各種支援を受ける際に使用します。

**■受付開始予定日** 11月4日(月)から  
 ※田老総合事務所、崎山・津軽石・重茂・花輪出張所での受け付けは、11月7日(木)からです  
 ※11月中の土日祝日は市税務課（市役所

2階）で受け付けを行います

**■受付時間** 午前8時30分～午後5時15分

**■受付場所** 市税務課（市役所2階）、田老総合事務所、崎山・津軽石・重茂・花輪出張所

**■用意する物** 印鑑、身分証明書

**■料金** 無料

**■問い合わせ** 市税務課（☎68-9071）

**※調査状況により、即日交付できない場合があります**

## 上下水道

台風19号で被災された方に対する11月（10月使用）分と12月（11月使用）分の料金は、次の通り減免します。

**■料金**

【全壊・大規模半壊した家屋】 免除

【床上・床下浸水した家屋】 基本料金のみ請求

※あらかじめ被災を確認できた方について

ては、減免適用した額で請求します。請求書、口座引落後の通帳記帳により確認してください

※被災された方で減免されていない場合や、その他特別な事情のある場合は問い合わせください

**■問い合わせ** 市上下水道部経営課料金係（☎63-1115）

## 災害ボランティア

社会福祉法人宮古市社会福祉協議会では、災害ボランティアセンターを設置しました。ボランティアのお手伝いが必要な人、ボランティアとして活動できる人を募集しています。

**■内容** 汚泥や家財の片付け など

**■申し込み・問い合わせ**

宮古市災害ボランティアセンター（イーストピアみやこ1階正面玄関内、【お手伝いが必要な人の受け付け】☎090-1069-8213、【ボランティア活動を行う人の受け付け】☎090-1069-0461）

## 台風19号に伴う 宮古市災害義援金を受け付けます

台風19号で被害を受けた被災者を支援するため、宮古市災害義援金を受け付けています。

**■問い合わせ** 市環境生活課被災者支援室（☎68-9109）